

令和6年（行ウ）第85号 地位確認等請求事件

原告 新田久美 外

被告 国

## 原告ら代理人意見陳述要旨

2024（令和6）年6月27日

東京地方裁判所民事第2部D b係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 寺原真希子



原告ら代理人の意見陳述の要旨は以下のとおりである。

### 1 はじめに

本訴訟は、婚姻をするために夫婦のいずれか一方が氏を変更するか、あるいは夫婦の双方が氏を維持するために婚姻を諦めるかの二者択一を迫る現在の夫婦同氏制度が憲法及び条約に違反すると主張するものである。

すべての夫婦が別氏であるべきとの主張ではなく、婚姻に際して同氏か別氏かを選べるようにしてほしいという極めてシンプルな主張である。

### 2 夫婦同氏制度は二者択一を迫る構造であること

氏名は、社会の中で個人を他人から識別し特定する機能を有するとともに、自分という存在つまり個人の人格の象徴となっている。一

方、婚姻は、身分関係を法的に形成し公証すると共に様々な法的効果や社会的承認を伴うものであって、個人の幸福追求や人格的生存における一つの重要な基盤となっている。

そのように重要な氏名を構成する氏と、同じく重要な婚姻とは、本来トレードオフの関係ではなく、日本以外のすべての国では両立できている。にもかかわらず世界で日本だけは片方を取ると片方を諦めなければならぬのであって、二者択一を迫ることに合理性はない。

### 3 夫婦同氏制度は憲法及び条約に違反すること

そのように不合理な二者択一を迫る夫婦同氏制度は、次の点から憲法及び条約に違反する。

第1に、婚姻するために氏を変更すると、個人の特定・識別機能が侵害され、信用・評価・キャリアが毀損され、アイデンティティの喪失感を生じさせることから、「氏名に関する人格的利益」を保障する憲法13条に違反する。

第2に、二者択一という不合理な条件を突きつけられた状態で婚姻するかを本当に自由な意思で決定することはできないから、「婚姻をするについての自律的な意思決定」を保障する憲法24条1項にも違反する。

第3に、憲法24条2項は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した立法を要請しているところ、氏名や婚姻に関する重要な権利利益を制約することは個人の尊厳に反するし、95%もの夫婦において女性が氏を変更していることを踏まえると、不利益は実際には女性に偏っているのであって、婚姻したら男性の氏を名乗るものという男女不平

等な経験則・価値観を再生産し続けていることは両性の本質的平等にも反するから、夫婦同氏制度は憲法24条2項にも違反する。

第4に、夫婦同氏制度は、婚姻の際の氏の選択における夫婦の同一の権利などを保障する女性差別撤廃条約及び自由権規約にも違反する。

#### 4 司法の役割

夫婦同氏制度の問題点は、1947年の制定時から指摘されており、1996年には選択的夫婦別氏制度を含む民法改正要綱案が法制審議会から法務大臣に答申されたにもかかわらず、答申から既に28年が経過している。

その間、最高裁大法廷は2度にわたって夫婦同氏制度を合憲としたが、同制度に問題がないとしたものではない。婚姻を諦めざるを得ない人々がいること、氏の変更により様々な不利益を被っている人々がいること、不利益が実際には女性に偏っていて実質的に男女不平等な状況が続いていることを最高裁は指摘しており、その解決を国会に委ねた。

しかし、最初の最高裁判断から8年以上、2つ目の最高裁判断から3年以上が経過した現在においても、国会において法改正に向けた具体的な動きはみられない。

他方、社会は刻々と変化し、晩婚化や共働き世帯の増加等によって婚姻前の氏を使用し続ける必要性は高まり続け、世論調査における選択的夫婦別氏制度への賛成割合は7～8割にのぼり、経団連からも政府に要望が出されるに至り、国連の人権機関からは繰り返し法改正を勧告され続けている。

このような社会の変化と、国会に期待することが出来ないという現実を踏まえると、司法が夫婦同氏制度を憲法・条約違反だと判断すべき必要性は、過去の2回の訴訟の際と比較しても一層強いものとなっている。

これは政治問題ではなく、氏名や婚姻に関する権利・平等・個人の尊厳という基本的な人権が侵害されている人権問題である。この人権侵害を今度こそ食い止めるべく、司法には、その役割を適切に果たすことを強く望むものである。

以上